

1. 議 事 日 程（4 日 目）

（令和3年那智勝浦町議会第3回定例会）

令和3年9月10日

9時29分 開 議

於 議 場

日程第1	報告第15号	専決処分（那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認について……………	137
日程第2	報告第16号	専決処分（那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例）した事件の承認について……………	138
日程第3	議案第53号	那智勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例……………	139
日程第4	議案第54号	番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例……………	140
日程第5	議案第55号	那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例……………	141
日程第6	議案第57号	那智勝浦町過疎地域持続的発展計画の策定について……………	144
日程第7	議案第56号	那智勝浦町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例……………	148
日程第8	議案第58号	名誉町民の推挙について……………	149
日程第9	議案第59号	令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）……………	152
日程第10	議案第60号	令和3年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）……………	160
日程第11	議案第61号	令和3年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）……………	162
日程第12	議案第62号	令和3年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）……………	163

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番	城本和男	2番	東信介
3番	曾根和仁	4番	荒尾典男
5番	藤社和美	6番	金嶋弘幸
7番	引地稔治	9番	加藤康高
10番	中岩和子	11番	森本隆夫
12番	亀井二三男		

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

8番 左近 誠 欠席

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（15名）

町 長 堀 順一郎 副 町 長 矢 熊 義 人

教 育 長 岡 田 秀 洋
総 務 課 長 塩 崎 圭 祐
会 計 管 理 者 三 隅 祐 治
税 務 課 長 網 野 宏 行
福 祉 課 長 榎 本 直 子
農 林 水 産 課 長 西 眞 宏
水 道 課 長 村 上 茂

消 防 長 湯 川 辰 也
教 育 次 長 田 中 逸 雄
病 院 事 務 長 下 康 之
住 民 課 長 在 仲 靖 二
観 光 企 画 課 長 佐 古 成 生
建 設 課 長 楠 本 定

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事 務 局 長 寺 本 尚 史
事 務 局 主 査 疋 田 晋 一
事 務 局 副 主 査 北 郡 克 至

~~~~~ ○ ~~~~~

[4番荒尾典男議長席に着く]

○議長（荒尾典男君） おはようございます。

報道各社から、議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時29分 開議

○議長（荒尾典男君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 報告第15号 専決処分（那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第1、報告第15号専決処分（那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 報告第15号専決処分（那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和3年8月10日付で専決処分をさせていただきました。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

関係資料で説明させていただきますので、新旧対照表を御覧ください。

今回の改正は、6月議会で御可決いただきました新型コロナウイルス感染症受入体制強化手当の適用期間を延長するものでございます。

枠内の左側、改正後を御覧ください。附則第6項に規定する新型コロナウイルス感染症受入体制強化手当の適用期間を令和3年8月31日まで2か月間延長するものです。この手当の財源となる新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金の事業対象期間が延長されたことに伴う条例改正ですが、補助金の交付申請期限が本年8月末となっており、交付申請までに根拠となる条例の改正が必要であり専決処分をさせていただいたものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第15号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 報告第16号 専決処分（那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例）した事件
の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第2、報告第16号専決処分（那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 報告第16号専決処分（那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和3年8月10日に専決処分をいたしてございます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町手数料条例（平成12年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）個人番号カードの再交付の項を削る。

附則。この条例は、令和3年9月1日から施行する。

今回の改正につきましては、個人番号カードの再交付手数料について行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、カードの発行を行っております地方公共団体情報システム機構が徴収することとなったため、手数料条例から再交付手数料の部分を削除するものでございます。

なお、令和3年9月1日から制度が施行されましたので、施行期日を令和3年9月1日とし、専決処分をさせていただいております。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第16号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第53号 那智勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第3、議案第53号那智勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第53号について御説明申し上げます。

〔議案第53号朗読〕

次のページをお願いいたします。

本条例は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律が令和3年9月1日に施行されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

特定個人情報の提供を管理する情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更されたため、特定個人情報の提供先となっている総務大臣を内閣総理大臣に改めるものでございます。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法が改正され、第19条に第4号として新たな規定が追加されました。このことにより、第4号以降を引用する規定について号ずれが生じたことから、本町条例第30条第6項の中で引用している第19条第7号を第19条第8号に、同条第8号を同条第9号に改めるものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第53号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第54号 番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第4、議案第54号番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第54号について御説明申し上げます。

〔議案第54号朗読〕

次のページをお願いいたします。

本条例につきましても、さきの議案第53号と同じくデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年9月1日に施行されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法が改正され、第19条に第4号が追加されたことにより、第4号以降を引用する規定について号ずれが生じたことから、本町条例第1条及び第5条第1項中で引用している第19条第10号を第19条第11号に改めるものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第54号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第55号 那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第5、議案第55号那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第55号について御説明申し上げます。

〔議案第55号朗読〕

今回の条例改正につきましては、令和元年10月より運行開始いたしました町営バス勝浦線並びに宇久井線について、利便性の向上を図るため所要の見直しを行うものでございます。

関係資料をつけてございますので、そちらを御覧願います。A4縦置きのものでございます。

そちら1枚めくっていただきまして、2ページ目をお願いいたします。

まず、町営バス勝浦線路線図でございます。今回の改正につきましては、勝浦線につきましては那智の郷地区への乗り入れ、加えて国道を通る周回コースとしてございます。

番号1番、24番のところの役場を起点といたしまして、2番紀伊勝浦駅、3番にぎわい市場、4番観光栈橋、そして大勝浦を回って北浜を通り、11番の体育文化会館駐車場、12番ブルービーチ那智、ここまでは変わりございません。ここから13番のインター前を通って川関橋を渡り那智の郷へ入り、15番天満中村地区を通って国道に出まして、天満から朝日に入り、21番温泉病院、そして24番役場に戻るルートとなっております。所要時間は約25分でございます。この路線は、通院や買物を想定し、1日に左回りを3周、右回りを3週の計6便を運行するものでございます。

続きまして、宇久井線でございます。

資料の3ページ目を御覧願います。

宇久井線についてでございます。こちら小さくて、資料のほうが大変見づらい状況でござい

ます。大変申し訳ございません。

1番と16番のところでございます。こちら宇久井駅を起点とした周回コースである従前の宇久井地区、高津気、ニュータウンを回るコースに加えまして、新路線といたしまして国道の18番建石前を通過して、途中で狗子の川に入り、19番の狗子の川青年クラブを折り返して国道に戻り、那智駅、浜ノ宮、天満などを経由して29番町立温泉病院へ、そこから折り返して32番紀伊勝浦駅を経由し、33番の役場までの路線としてでございます。所要時間は約45分でございます。なお、ニュータウン地内につきましては、利用状況などからメイン道路のみの路線に変更いたします。宇久井地区の周回のみが1便、周回に加えて勝浦までの乗り入れは2往復の計5便を運行するものでございます。従前どおり1台の車両により運行いたしまして、1日に宇久井の周回のみが1便、周回に加えて宇久井ー勝浦間を2往復、勝浦周回を6便確保するものでございます。

続きまして、関係資料1枚目をお願いいたします。

今回、勝浦線、宇久井線の改定に合わせて色川線、太田線に係るバス停留所も一部変更してございます。上から、国道朝日町との名称を朝日、新たに図書館の停留場を設けまして、国道役場横の名称を木下医院前に改めます。

続きまして、新旧対照表を御覧願います。A4横置きのものでございます。

こちら、見開き上が改正後、下が改正前となっております。先ほど説明いたしましたバス停の追加名称変更でございます。

4ページまでが色川線でございます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

太田線でございます。同じく、先ほど説明いたしましたバス停の追加、名称変更等でございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

勝浦線でございます。先ほど説明いたしました路線の変更に伴う停留所の追加、併せて停留所名の変更を行ってございます。料金については変わりございません。

9ページ、10ページをお願いいたします。

宇久井線についてでございます。先ほど説明いたしました路線の変更に伴う停留所の追加、併せて停留所名の変更などを行ってございます。宇久井線の従前の区間100円は変わりございませんが、今回新たに乗り入れする宇久井ー勝浦間につきましては350円と設定してございます。

なお、今回の改正により全路線の勝浦駅のバス停につきましては紀伊勝浦駅前の足湯の前のほうまで乗り入れするように変更いたします。また、役場につきましてもロータリー側の玄関脇に変更する予定でございます。

最後に附則といたしまして、この条例は令和3年10月1日から施行するものとしてございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

1 番城本君。

○1 番（城本和男君） 今回、町営バスの大幅な見直しを積極的に行っていただきまして本当にありがたいことだと思います。

一点確認させていただきたいのは、便数は減るということはないようなんですけども、今回の改正で条件が悪くなるようなことがないのかどうか確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。

今回の改定に当たりましては、各地区の区長さん方をはじめ、皆様方に御意見賜りました。そのようなことで、できるだけ利便性のよいような形で考えてまいりました。現時点で不都合のないような形でできているものだというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1 番城本君。

○1 番（城本和男君） これに関連をいたしまして、もう一点お願いをしてあった、民間バス会社の路線についてですね。残された那智山線等なんですけども、高齢者の方が利用しやすいように料金を補助することはできないのかなと思うんですが、これについて検討をお願いをしていたんですけども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 民間バス路線につきましての対策ということは、議員さんなど多くの議員さんから御要望等いただいております。本町内の交通政策ということで町内全体の交通体系等を見ていく必要があるかというようなことも考えてございます。那智山線につきましては1日17往復という便数がございます。そのような点で町営バスのほうが3便、利便性ということを考えますとすごく多くの差があるところでございます。この利便性を町営バスがちょっと今のところは埋めることはできないとは考えてございますが、そのような御要望がある点につきましては重々認識しておりますし、引き続き検討を続けさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

2 番東君。

○2 番（東 信介君） すいません。1 点ちょっとお聞きします。

多分以前にも聞いたと思うんですけど、この新しくなった木下医院前、多分役場を向いてこられるバスっていうのは左側を通ってくるんで、木下病院を利用されるのに横断歩道とかないところへちょうどバス停で降ろすんですけど、多分横断歩道の要望とかそういうのを検討されてるんやと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 確かにその新たな名称となっております木下医院前につきましては、  
確かに国道を横断する必要が出て……。

○議長（荒尾典男君） 塩崎君、1回目や。

○総務課長（塩崎圭祐君） 申し訳ございません。失礼いたしました。

議員おっしゃいますとおり、確かに新たな名称となりました木下医院前につきましては、国道を横断する必要というのが出てまいるところでございます。その辺、この国道を通るルート、できれば中の道を通ったりとか、あとそれに加えまして先ほど議員おっしゃいましたとおり横断歩道なり、何らかの対策ということは今後考えていく必要があるかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第55号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第57号 那智勝浦町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（荒尾典男君） 日程第6、議案第57号那智勝浦町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第57号について御説明申し上げます。

〔議案第57号朗読〕

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末日に期限を迎えたことに伴い、新たな措置法として過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されました。この新過疎法に基づき、本町においても和歌山県過疎地域持続的発展支援方針に沿って持

持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力のさらなる向上を実現するための各種取組について定めた那智勝浦町過疎地域持続的発展計画を策定するものでございます。

過疎地域持続的発展計画は、過疎対策事業債など財政上の特別措置を受けるために策定する必要があり、持続的発展のための基本的な計画です。財政上の特別措置を活用し、地域活性化の取組を積極的に推進し持続的発展の実現を目指すものでございます。

それでは、計画の概要につきまして、お配りしております資料がございますのでそちらで説明をさせていただきます。

議案第57号那智勝浦町過疎地域持続的発展計画の策定について、関係資料でございます。

まず、1、過疎地域の指定についてでございますが、当町の過疎地域の指定につきまして、平成22年4月1日施行、那智勝浦町自立促進特別措置法に基づき、同法第2条に規定されている要件に該当したため平成22年度より過疎地域となり、過疎対策事業を実施してまいりました。今回、同法が令和3年3月末日で失効されたことに伴い、引き続き過疎地域の総合的かつ計画的な対策を実施するため、新たな法律として令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたところでございます。こちら、新過疎法においても本町は引き続き過疎地域に該当するため、非過疎地域になることを目指し必要な事業の実施を進める必要があるものでございます。

2でございます。

新過疎法下における計画期間について、和歌山県の過疎地域持続的発展方針が5年で設定されているため、本町におきましても方針に倣い、計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間としてございます。

3、過疎計画の作成についてでございます。

今回の新過疎法第8条には、過疎地域の市町村は持続的発展方針、これは和歌山県が定めてございますが、この方針に基づき当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができるとされております。過疎計画の策定は過疎地域市町村の義務規定ではございませんが、財政的優遇措置の大きい過疎対策事業債を活用するためには過疎計画に実施する事業が盛り込まれていることが条件となっております。

4、過疎対策事業についてでございます。

過疎債充当率100%、元利償還金に対する交付税措置として、元利償還金の70%に相当する額を地方交付税の基準財政需要額に算入されるものでございます。過疎債は、他の起債と比較して非常に財政的に優遇措置の大きい起債であるため、今後のまちづくりを展開していく上で必要不可欠な財源であると考えてございます。

5、今回の追加された主な事業についてでございますが、今回の計画において予定しております新たに追加された事業について記載してございます。

6、その他でございます。

事業の追加または中止または大幅な事業量の増減等、計画全体に及ぼす影響が大きいものにつきましては、議会の議決を含めた変更手続が必要であるとされてございます。事業計画につ

きましては、掲載した事業でありましてその実施に当たりましては財政状況や地域事業を取り巻く環境、社会情勢の変化などによりましてその都度実施の判断や経費の精査等を行っていくこととなってございます。具体的には、予算編成におきまして実施の判断を行っていくこととなります。ですので、計画に掲載された事業が全て実施できるものとは限りません。また、計画に掲載されてない事業につきましても計画の変更ということで議会にお諮りさせていただくこと、このあたりにつきましては従前と変わらないものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番東君。

○2番（東 信介君） ちょっと感じたことなんですけど、多分これ県のたたき台があつてつくられたことだと思うんですけど、うちも、那智勝浦町も、もう人口減少についてはかなり問題になってきておると思うんですけど、いろいろな計画の中に含まれてくると思うんですけど、県の計画の中にはその人口減少についての項目とかというのはないですか。うちの計画の中にも目次の中で出てくる、事項の頭に出てくるようなことは、いろんな項目の中に含まれてあるからということで、ないのかな。その辺ちょっと。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 人口減少等についてというところでございます。

こちらは、計画3ページのほうには(2)人口及び産業の推移と動向といたしまして、こちら人口の推移等ということでこちら見直しという形で表にはしてございます。基本的には過疎地域からの脱却ということを目指した法律でございますので、あくまでその人口の減少を減らすため、人口の減少を少なくするための施策を打つということでこの計画をつくってございますので、基本目標といたしましてはその辺人口の維持、減少を減らすということが主な目標になってございます。その辺につきましては上位計画なりまちづくりの計画におきまして定められているところをこちらのほうには取り込んでございますので、それについての対策ということで併せてやっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 2番東君。

○2番（東 信介君） もちろんそうやと思うんですけど、過疎っていうのは人口が少なくなってきてるからそういうことなんですけど、県の指針の中にもタイトルで人口減少というタイトルはないのかな。だからこういうふうな形になったのかな、その辺。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 失礼いたしました。今回のこの計画につきましては国から示された素案がございまして、それに沿った形で全国的にこの形で示されて、国から示された形に沿った計画ということでこちら上げさせていただきました。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 計画のこの8ページですね、(6)の計画の達成状況の評価に関する事項について質問なんですが、この計画は、各事業の取組内容及び指標の達成状況については総合戦略等、他の主要計画の外部有識者会議において毎年、毎年度評価を行うってなってるんで、この過疎計画の評価のために別途何か審議会をつくるのではなくて、今ある、何らかの有識者会議にこれも見てもらうということだと読めるんですが、実際にこの総合戦略ですとか長期総合計画とかいろいろな計画あるけど、どこの委員さんに毎年度見てもらうということにしてるんですか。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） こちらにつきまして、検証方法というところでございます。

総合戦略の有識者会議におきまして、人口増減に関する検証等を行う予定としてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

7番引地君。

○7番（引地稔治君） すいません、誠にちょっと無知で恥ずかしい質問なんですけど、今回追加された主な事業の中に、生活環境の整備でマテリアルリサイクル推進施設整備事業って、これはクリーンセンターの中のやつなんですか。

すいません、片仮名弱いもんで。

○議長（荒尾典男君） 生活環境の整備ね。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議員おっしゃいましたとおり、クリーンセンターに係る金属等の再利用というような項目でございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第57号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第56号 那智勝浦町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第7、議案第56号那智勝浦町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長網野君。

○税務課長（網野宏行君） 議案第56号那智勝浦町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について御説明申し上げます。

次のページに条例文がございますが、関係資料をお配りさせていただいておりますので、説明は関係資料でさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

関係資料1ページ、条例制定の趣旨でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行され、業種や取得費等の一定要件の下、事業者が行った設備投資に係る固定資産税を町が免除した場合に、地方交付税によりその減収分が補填される特別措置法が適用されます。このことを受け、固定資産税の課税の特例に関する条例を制定することにより、対象資産に係る課税免除を実施し、本町における企業立地や投資の拡大を促し、持続可能な地域社会の形成を図ろうとするものでございます。

この条例を施行するに当たっては、先ほど御可決いただいた過疎地域持続的発展計画に記載された、産業振興促進区域内において振興すべき業種として定められた事業用に供する設備を取得等した者に対する固定資産税の課税の特例について必要な事項を定めなければなりません。固定資産税の課税の特例についてでございますが、特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地、その土地は1年以内に家屋の建設に着手する必要があるございますが、その当該資産に対して課する固定資産税について最初の固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年分に限り申請により免除いたします。

対象区域についてでございますが、本町計画内に産業の振興を促進する区域として定められた区域といたしまして、町内全域でございます。

対象事業といたしましては、製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業でございます。

次のページ、2ページをお願いします。

対象となる設備投資の種類についてでございます。取得または製作もしくは建設とし、建物及びその附属設備にあつては改修のための工事による取得または建設を含みます。ただし資本金等の額が5,000万円を超える法人につきましては、新設または増設に係る取得に限ります。

対象となる取得価格でございますが、対象事業、資本金の規模に応じて表のとおりとなります。

条例の施行についてですが、この条例は公布の日から施行されます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第56号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第58号 名誉町民の推挙について

○議長（荒尾典男君） 日程第8、議案第58号名誉町民の推挙についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第58号について御説明申し上げます。

〔議案第58号朗読〕

次のページの資料を御覧願います。

中村覺之助氏におかれましては、明治11年5月15日に御生誕され、明治39年7月3日に28歳という若さでお亡くなりになられてございます。明治32年3月、和歌山師範学校、現在の和歌山大学教育学部を卒業、明治37年3月、東京高等師範学校、現在の筑波大学を卒業されてございます。

また、職歴といたしまして、宇久井尋常高等小学校、現在の宇久井小学校で教師として勤められ、また清国山東省済南師範学校へ国から派遣されております。

次のページ、裏面をお願いいたします。

功績内容でございます。明治11年5月に旧那智村浜ノ宮、こちらは明治11年当時でございますと、浜ノ宮村という説、書かれている書物についてもございます。こちらでお生まれになっております。明治33年に東京高等師範学校、現在の筑波大学に入学され、明治35年、教授の坪井玄道氏が海外視察から持ち帰ったアソシエーション・フットボールを翻訳し、日本で最初

のサッカー指導者として編さんし、日本で最初のサッカーチームであるとされるア式蹴球部、現筑波大学蹴球部を創設されました。明治37年2月6日には、主将であった氏の企画により、東京高等師範学校蹴球部は横浜カントリー・アンド・アスレティッククラブと日本で最初の国際試合を行われてございます。明治39年7月、清国山東省済南師範学校で教鞭を取った後に28歳という若さで御逝去されました。

このように、氏の活躍はサッカーの普及に大きく寄与しており、日本にサッカーを導入した人物としてその功績は誠に多大でございます。この偉大なる功績をたたえ、那智勝浦町名誉町民として那智勝浦町史に永久に明記をしたいとの下、議会の同意をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 今般の、中村覺之助氏の推挙につきまして補足説明をさせていただきたいと思えます。

かねてから町議会でありますとか町政懇談会におきまして、中村覺之助氏の功績を顕彰すべきではないかというようなことをお聞きしてございました。私自身も全くそのとおりで思っております。特に今、ワールドカップのアジア戦をやってますけれども、ここまでサッカーが隆盛を高めたという功績というのは、やはり中村覺之助さんあつてのことではないかなというように考えてございます。

今回の議会で推挙をした大きな要因といえますのは、本日で日本サッカー協会が100周年を迎えます。これは1921年9月10日に設立されたんですが、実は覺之助さんがもう亡くなられた後の設立なんです、そういったことで今日は記念の日である。今日は、日本サッカー協会からサッカーの発展に貢献したということで、那智勝浦町に感謝状をいただくこととなりました。今日記者発表をしたいと思うんですけども、それに合わせたような格好で顕彰をしていきたいと考えてございます。中村覺之助さんの顕彰碑につきましては、10年前に那智駅にも建立されておりますし、なでしこジャパンがドイツワールドカップで優勝したときのメンバーの足形なんかも大門坂の駐車場にございます。こういったことで、これを日本全国、世界にも発信をして、サッカーの町、八咫鳥の町というふうなことで、多くのお客さんに来ていただける、そういった取組も併せて必要ではないかなというふうに考えてございますので、今般推挙いたしました時期とかタイミングみたいなことの補足説明と今後の展開について補足説明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 顕彰そのものについての質疑じゃなくて、今後顕彰されて名誉町民になった場合、日本中に情報発信をされるということで、情報を正確にという意味で、今回この資料を作っていただいた中でちょっと一点気になる点がありますので指摘させていただきたいんですが、この明治、功績内容のすぐ下、生誕ですね、明治11年5月、1878年旧那智村浜ノ宮で生

まれるっていうこの部分なんですけど、町のホームページでは旧那智町浜ノ宮で生まれるってなってるんですね。ここ、今回配られたのは旧那智村になってるんですよ。旧那智町、那智町っていうのはもうこの覺之助さんが亡くなられて、もう昭和の時代に入ってから那智町ができたんで、那智町っていう言い方、町のホームページが完全に間違っていると思うんです。この那智村、今回だからその辺を気がついて那智村にしてもらったと思うんですが、もうちょっと詳しく言わせてもらおうと、実際この1878年には那智村もまだないんですよ。1889年、細かい話になりますけど、町村制というのが敷かれたときに、この天満村だとか、浜ノ宮村とが合併して今の近代的な町村の行政区画ができる、その前なんです。だから、本当に正確を期すと、この浜ノ宮村で生まれる。また、浜ノ宮の「浜」が古い昔の、ちょっと難しい「濱」なんですね。ただし、その覺之助さんがお亡くなりになった時点では那智村はもう既に存在しているので、だからその辺の表記に際して、これは非常に難しい問題でね、だから本当に生まれたそのときの行政区画で表記するか、亡くなった時点とか、そういう今現在でも我々生きている人でも市町村合併があるんで、生まれたときと現在で自治体が違っていたりするんですけど、その辺の統一基準みたいな、だからここを、那智町というのは完全に間違っているんで、これ那智村でいいのか、それよかむしろ濱ノ宮村、ただし書で（現在の那智勝浦町浜ノ宮）っていう、そうするとより正確なんですけど、そういうところですね。今後全国に発信するときに冊子なんかも作られると思うんで、そのときになるべく正確な資料になるようにっていう。引用もされたりしますのでね。だから、その辺をどうするかっていうのをまた検討していただきたい。

だから、同じようにちょっと細かいんですけど、この3行目の明治35年、1902年にこの坪井さんという方が持ち帰った本を、アソシエーション・フットボールを翻訳したんですね。それが1902年。で、さらにその翻訳を元に日本で最初のサッカー指導者として編さんをして出版されたのは1903年で、サッカーチームであるア式蹴球部を創設したのが1902年なんで、だから翻訳をしてサッカー部をつくったのが1902年でこれは間違いはないけど、その編さんをしたっていうのは1903年なんで、多分これ、これを作った職員は知ってて、だけど、こうまとめて書いたんでこうなってるんですけど、だからそういう意味では本当に功績のある人を顕彰する文書を出すときには本当に正確であってほしいんで、今後そういうことも含めてちょっと指摘をさせていただきます。お願いします。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議員おっしゃられますとおりでございます。統一した表記、それから正確を期して今後改めてまいります。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第58号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第9 議案第59号 令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）

○議長（荒尾典男君） 日程第9、議案第59号令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第59号令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,930万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億7,257万1,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いしてございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款11の地方交付税から款22町債まで、歳入合計で補正前の額82億5,626万4,000円に補正額で1億1,930万7,000円を追加し、計で83億7,257万1,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費から、次のページをお願いいたします、款10災害復旧費まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的欄、過疎対策事業と緊急自然災害防止対策事業で、補正前の限度額、計4億5,679万8,000円に5,200万円を増額し、補正後の限度額を5億879万8,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と、次の7ページの歳出について、それぞれ1億1,930万7,000円の増額をお願いしております。

7ページの歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金493万6,000円、地方債5,200万円、その他1,410万6,000円、一般財源は4,826万5,000円となっております。

8ページをお願いいたします。

総務課の関係について御説明申し上げます。

2、歳入でございます。

款11地方交付税、目1地方交付税、補正額は4,826万5,000円の増額で、計で31億9,596万6,000円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

下段の款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節1雑入1,410万6,000円、説明欄1行目、小匠ダム維持管理県委託金60万6,000円につきましては、歳出で説明いたします小匠ダム施設修繕に係る和歌山県からの委託金でございます。

11ページをお願いいたします。

款22町債、項1町債、目4農林水産業債と、目6土木債で5,200万円の増額補正をお願いしております。説明欄記載の各事業の財源として補正をお願いするものでございます。

12ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節区分12委託料231万円の増額につきましては、説明欄記載の業務委託料をお願いするものでございます。町例規集整備支援業務委託につきましては、令和3年6月11日に公布された地方公務員法の一部を改正する法律により、地方公務員の定年退職年齢の延長を含む制度改正が令和5年4月1日から施行されることとなりました。このことから、施行に伴う対応準備及び関係例規の改正に関する業務委託をお願いするものでございます。

また、令和3年5月17日に可決されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律では、個人情報保護法の改正により地方公共団体の個人情報保護制度は国の法律に一元化されることとなりました。このことを受けて、令和5年4月からは国に準じた形で対応していく必要があり、そのための事務の洗い出し作業ほか個人情報取扱業務データベース化業務として委託をお願いするものでございます。

続きまして、目3財産管理費、節14工事請負費、補正額で69万3,000円の増額をお願いしております。こちら、庁舎前花壇撤去及び駐車場整備工事として、令和3年当初予算で予算を頂戴し現在施工しているところでございますが、役場利用者の方々の安全性の確保等の観点から、当初予定していなかった工事期間中における前方道路の通行止めを行い、併せて誘導員の設置を図ることとなり、補正をお願いするものでございます。

目10町営バス運行費、節10需用費、補正額7万7,000円につきましては、町営バス宇久井線、勝浦線の路線変更等に伴い、バス路線図と時刻表を刷新いたしたくその印刷費用をお願い

するものでございます。節12委託料、補正額61万5,000円につきましても、町営バス宇久井線、勝浦線の路線変更に伴い、停留所標識の整備を委託するものでございます。

13ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目9病院費、節区分27繰出金64万1,000円につきましては、町立温泉病院事業会計への繰出金でございます。

16ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目5水防費、節10需用費、60万6,000円につきましては、小匠ダムに係る下里警報局の建屋ドアの修繕、それと下和田警報局インバーターサイレン制御盤の修繕を和歌山県からの委託金を受けて施行するものでございます。

18ページからは補正予算給与費明細書をつけさせていただいてございます。説明のほうは割愛させていただきます。

総務課の関係は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

下の表、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節8低所得者保険料軽減負担金、補正額25万4,000円は、令和2年度低所得者保険料軽減負担金精算による追加交付分でございます。

9ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節2感染症予防事業費等補助金、補正額154万5,000円は、予防接種や健診結果についてマイナンバーを活用し市町村間で連携するため必要なシステム整備を行う費用に係る3分の2の補助金でございます。

下の表、款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節9低所得者保険料軽減負担金、補正額12万7,000円は、国庫負担金と同様の低所得者保険料軽減負担金精算による県負担金追加交付分でございます。

10ページをお願いいたします。

項2県補助金、目2民生費補助金、節14屋外スポーツ施設整備事業費補助金18万3,000円は、当初予算に計上しております公園費、ニュータウン公園敷地整備工事については、高齢者の健康増進、生きがいつくりなどの在宅福祉機能の向上を図るための屋外スポーツ施設整備事業の補助対象事業となり、今回内示がありましたことから事業費の3分の1を受け入れるものでございます。次の節15地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金、補正額130万7,000円は、介護施設等におけるみとりに対応できる環境を整備する観点からみとり及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う改修費やベッド等の整備に対して交付される県の補助金でございます。補助率は10分の10でございます。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目3 老人福祉費、節18負担金、補助及び交付金、補正額130万7,000円は、介護施設等におけるみとり環境整備促進事業補助金でございます。県の補助金を受けてみとりの環境設備を行う介護施設1か所に交付するものでございます。節27繰出金、補正額50万8,000円は、低所得者保険料軽減負担金額精算により、国、県、町の追加交付分を介護保険事業費特別会計へ繰り出しするものでございます。

13ページをお願いします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費、節12委託料、補正額84万円は、説明欄記載のシステム整備委託料でございます。予防接種記録システム整備業務委託は、住民の接種履歴情報についてマイナンバー制度を活用し市町村間で確認できる仕組みを構築するためシステムを整備するものでございます。ロタウイルスワクチン情報連携システム整備業務委託は、ロタウイルスワクチンが令和2年10月から定期接種化されましたことにより、予防接種情報のマイナンバー情報連携を可能とするため必要なシステム整備を行うものでございます。

目3 新型コロナウイルスワクチン接種事業費、節3 職員手当等、補正額214万8,000円は、第2回定例会におきまして、相談窓口における保健師及び一般事務補助員の報酬の増額や職員の超過勤務手当について御可決いただきましたが、休日に勤務いたします管理職員の管理職員特別勤務手当や会計年度任用職員期末手当について計上いたしていません。今回はこのようにありません。今後はこのようなことがないようにしっかり予算計上いたしていきますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

続いて、目6 健康増進費、節12委託料、補正額165万円は、健診の情報についてマイナンバー制度を活用し、マイナポータルでの閲覧や市町村間での情報連携を開始するため必要なシステムを設備するものでございます。

14ページをお願いいたします。

下の表、款6 商工費、項2 観光費、目3 公園費、財源内訳の変更は、ニュータウン公園敷地設備工事について県補助金を受け入れるため財源を変更するものでございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 農林水管課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 農林水産課の関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款16 県支出金、項2 県補助金、目4 農林水産業費補助金、節3 防災重点農業用ため池緊急整備事業補助金、補正額80万円の増額につきましては、ため池劣化状況評価に係る補助金で、和歌山県より積算の算定に見直しがあり増額補正をお願いするものでございます。

款21 諸収入、項5 雑入、目1 雑入、説明欄記載の下段、土地改良施設維持管理適正化事業交付金、補正額1,350万円につきましては、令和3年度に加入いたしました下和田農業用水路改修に係る交付金で、全国土地改良事業団体連合会より受け入れるものでございます。

13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費、節12委託料、説明欄記載、ため池劣化状況評価業務委託補正額80万円につきましては、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき実施するものでございます。

目3農業振興費、節14工事請負費、説明欄記載の下和田農業用水路改修工事、補正額1,500万円につきましては、土地改良施設維持管理適正化事業が土地改良事業団体連合会より今年度での工事の着手の通知がありましたので、農業水利施設の機能保持、耐用年数の確保のためU型水路延長263メートルを改修するものでございます。施工場所につきましては、旧下和田水源地への進入路のとおりでございます。

14ページをお願いいたします。

項2林業費、目1林業総務費、節14工事請負費、説明欄記載、林道小阪大野線排水管改修工事4,500万円につきましては、林道小阪大野線を横断している暗渠排水管の管底が、腐食による劣化やひずみを起こし土砂が吸い出され路面が沈下し、段差やくぼみができている状況でございます。現在鉄板を設置し養生を行っておりますが、今回排水溝の改修工事としてポリエチレン管延長162メートルをお願いするものでございます。

農林水産課関係の資料をお願いいたします。

1枚目は位置図でございます。

施工箇所につきましては、円満地公園から小阪方面に約1.5キロメートルの赤色の部分でございます。

次のページをお願いいたします。

縦断図でございます。

赤色の部分が新設の排水管でございます。青色の部分と斜線部が既設排水管で、土被りが深いため、新設の排水管につきましては土被りを浅くし布設していきます。また、既設の排水管の青色の部分、道路横断部分は排水管を撤去していきます。土被りの深い斜線部につきましては、グラウト充填により吸い出し防止を行っていきます。

次のページをお願いいたします。

平面図です。林道小阪大野線と暗渠排水管の位置関係を添付してございます。林道につきましては左側が小阪方面、排水管は左側が流末でございます。

予算書の14ページをお願いいたします。

目3森林環境整備費、節12委託料、備考欄記載、森林環境情報整備業務委託500万円につきましては、経営管理集積計画に基づき、次の工程であります意向調査結果の集積の業務の準備に係る業務委託でございます。節18負担金、補助及び交付金、備考欄記載、森林環境整備事業補助金900万円につきましては、森林環境譲与税を活用し、森林の持つ多面的な機能を確保するため環境保全を目的とした森林整備間伐及び作業道等の整備に係る補助金でございます。節24積立金1,400万円の減額につきましては、予定しておりました積立金を森林環境情報整備業務委託と森林環境整備事業補助金の事業を行うため減額してございます。

農林水産課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

15ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、補正額2,824万4,000円の増額は、大字粉白玉の浦地区の国道42号沿いにあります山林及び谷あいを購入し、高速道路事業の残土を受け入れ、高台を構築するための関係費用のうちの一部をお願いするものでございます。内訳としまして、節11役務費49万1,000円は、国土交通省が該当地区で串本太地道路の用地買収に係る単価を算出していない地目の土地鑑定料でございます。地目は雑種地でございます。なお、国土交通省が買収実績のある山林などの同一地目の土地につきましては、その単価を基に用地交渉を行う予定でございます。節12委託料2,775万3,000円は、高台候補地の基準点設置並びに用地買収面積等の測量業務費で545万6,000円、そして造成計画及び排水構造物等の詳細設計と開発等に伴う各関係機関との協議資料の作成で2,229万7,000円の予算をお願い申し上げます。

お手元に配付させていただいております議案第59号令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）建設課関係資料の1枚目、A3サイズ横置きの地図を御覧ください。

玉の浦海水浴場から串本方面に向かって国道42号を650メートルほど進んだところにある、地図のやや左下の赤丸で囲んだ山林及び谷あいが高台構築のための残土処理場予定場所でございます。

議案書に戻っていただきまして、15ページの下段でございます。

項2道路橋梁費、目1道路維持費、補正額950万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節14工事請負費でございます。説明欄記載の町道維持修繕工事として、町道の小規模な側溝修繕や舗装等の路面補修及び道路暗渠管の土砂撤去等の費用でございます。

続きまして、目2道路新設改良費、補正額700万円をお願いするものでございます。内訳につきましては、節14工事請負費でございます。浦神海蔵禅寺前の町道浦神久司坂線を少し奥に進んだ地点におきまして、近年、道路のり面上部の山林から落石が多くなり、幅員も狭いことから、弾んだ落石が道路を横断して隣接民家に落下する事態が発生しましたので、通行と隣接民家の安全を図るため道路のり面に落石防止対策用ロックネット設置415平方メートル分の費用をお願いするものでございます。

お手元に配付させていただいております建設課関係資料の2枚目、A4サイズ縦置き位置図の下、真ん中辺りが浦神海蔵禅寺で、その上にあります左斜め向き、赤色長方形が落石防止対策施行箇所でございます。また、裏面には現地の写真を添付させていただいております。

議案書に戻っていただきまして、17ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1町単土木施設災害復旧費、補正額100万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節14工事請負費でござ

います。4月から8月にかけて、国の災害復旧事業が採択となる前線や台風による集中豪雨の期間が今年度は8回ございましたが、今のところ国庫補助の対象となるような規模の公共土木施設の被害はございませんでした。ただし、国庫補助の対象にならない小規模なものや補助の適用外となる土砂撤去等の災害現場が発生し、その対応について承認いただきました当初予算で行ってございますので、今後の台風などによる集中豪雨で発生する災害に対応したく追加工事費をお願い申し上げます。

建設課関係については以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

歳入です。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目7教育費国庫補助金、補正額72万円は、後ほど歳出で御説明いたしますG I G Aスクールの前倒し整備による急速な学校 I C T化を支援するため、G I G Aスクールサポーターの配置に対する2分の1の補助金でございます。

16ページをお願いいたします。

歳出です。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、補正額123万6,000円は、G I G Aスクールサポーターとして会計年度任用職員1名の予算をお願いするものです。昨年度コロナ下における緊急対策として生徒1人1台端末の前倒し整備が実施され、急速に学校教育環境の I C T化が進む中で、各学校における I C T環境整備等に詳しい人材の人的体制が不十分であるため、導入期である今、各学校現場においてこれらをサポートする職員を雇用するものです。具体的な業務内容につきましては、小学校6校、中学校4校においてそれぞれ I C T環境の設計、使用マニュアル等の作成、また家庭学習におけるオンライン授業の実施に関するサポートなどを想定しております。

次に、目3教育諸費、補正額13万2,000円は、青少年劇場公演委託として下里小学校、宇久井小学校の2校において話の伝統芸能、落語の公演委託を行うものです。公益財団法人青少年文化センターの募集に応募し採択されたもので、2公演分の町負担額でございます。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 休憩します。再開11時。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時49分 休憩

11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

質疑を行います。

1番城本君。

○1番(城本和男君) 今回土木のほうで、玉の浦残土処分場の費用が計上されたんですけども、これもう1か所、インターチェンジの付近ですね、八尺鏡野の残土処分場の候補地があると思うんですが、これについては委員会でも説明を受けまして、希少植物があるとか地盤改良の費用がかかるというふうな説明を受けたんですけども、やはり命を守りその津波被害からの復興ですね、そういうことを考えると、残土を活用したこの有効な避難場所の確保ですね、これもう最後のチャンスじゃないかと思うんですけども、この財政的な問題はあろうと思うんですけども、これを引き続き検討してもらえるのかどうかですね、その点をお伺いしたいと思います。

○議長(荒尾典男君) 建設課長楠本君。

○建設課長(楠本 定君) 議員も御存じだと思いますけども、詳細設計が進むにつれまして、今では串本太地道路の出る残土の多くは串本町内がほとんどでございます。本町への持ち出し可能土量にも限りが出てまいりました。本町としましても、串本太地道路の事業地内で幾つか高台構築の候補地がございますが、それには当然地元の御理解、御協力、そして多額の費用負担の問題がございます。それら条件をクリアできれば、八尺鏡野湿地帯を含めまして国の残土搬入をお願いして高台確保に努めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(荒尾典男君) 1番城本君。

○1番(城本和男君) この処分場って、八尺鏡野地域の候補地につきましては、この地元地域からも要望があります。この有効な避難場所の確保ということでぜひお願いしたい、御検討お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(荒尾典男君) 建設課長楠本君。

○建設課長(楠本 定君) 今後につきましても、この地域に高台ができるよう努力させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(荒尾典男君) ほかに質疑はありませんか。

2番東君。

○2番(東 信介君) 残土処分場のことなんで関連なんですけど、ほとんどが串本へ残土が行くってということで、うちはもうその残土処理場だけで、もうあとはこの残土の量はいっぱい、あとそれ以上出てきて、ほかの例えば民間の残土処理場とかというところへ入っていく量は少ないのかな。

○議長(荒尾典男君) 建設課長楠本君。

○建設課長(楠本 定君) 串本町内に出る残土がほとんどではございますけども、その残土は串本町にございます残土処分予定地のほうへ持っていくというふうには話は聞いてございます。ただし、その処分地がまだ正式に受け入れられるような状況にはなっていないので、事業前半であれば那智勝浦町内に持ってこれる残土も今よりはかなり出てくるかなと思っております。ただし、民間の残土を受け入れるような処分地を確保ということは今のところ考えてはございません。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 2番東君。

○2番（東 信介君） 高台確保や復興住宅の建設できる用地であつたらすごい、それを利用してできれば、残土を捨てる料金イコールでできるんやったら、例えば健康福祉センターの奥の今駐車場になってるとこ、あの上の裏の道ぐらいまで上げるとか、そしたら今度復興住宅とかというのは建てやすいんやと思うんですけど、そういうことは検討はなかったんかな、その辺。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 高台、高地につきましては、串本太地道路の事業地内を埋めれるような場所ということで選定させていただいておりますので、私どものほうでは福祉健康センターの土地をかさ上げするという構想は練ってはいません。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第59号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第60号 令和3年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（荒尾典男君） 日程第10、議案第60号令和3年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 議案第60号令和3年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、令和2年度実績に係る国県支出金返納金に関するものでござい

ます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6,272万4,000円とするものでございます。

次のページ、2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款6繰入金と款7繰越金の歳入合計、補正前の額24億6,131万1,000円に補正額141万3,000円を追加し、計で24億6,272万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款7諸支出金の補正により、歳出合計で補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、歳入及び5ページの歳出、それぞれ補正額は141万3,000円を追加するものでございます。

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款6繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金の補正額61万7,000円につきましては、歳出の財源として国民健康保険基金を取り崩すものでございます。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金の補正額79万6,000円につきましては、前年度繰越金でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款7諸支出金、項2諸費、目1国県支出金返納金、節22償還金、利子及び割引料の141万3,000円につきましては、説明欄記載の返納金で、国庫支出金返納金につきましては新型コロナウイルス感染症の影響による令和2年度分の減免に係るもので、実績による返納金でございます。県支出金返納金につきましては特定健康診査に係るもので、こちらも令和2年度実績により返納するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第60号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第61号 令和3年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（荒尾典男君） 日程第11、議案第61号令和3年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第61号について御説明申し上げます。

議案第61号令和3年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,787万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,485万6,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、介護給付費及び低所得者保険料軽減負担金の精算、また精算や繰越金による準備基金への積立てでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款4支払基金交付金から款8繰越金の補正でございます。補正前の額21億698万6,000円に補正額2,787万円を増額し、計21億3,485万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款4基金積立金及び款5諸支出金の補正で、歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括は、4ページの歳入合計、5ページの歳出合計ともに同額でございます。

5ページ歳出の補正額の財源内訳は、一般財源でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節1介護給付費交付金、補正額150万6,000円は、社会保険診療報酬支払基金からの令和2年度介護給付費交付金精算による追加交付金でございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節4低所得者保険料軽減繰入金、補正額50万8,000円は、一般会計で受け入れました国、県の低所得者保険料軽減負担金精算による追加交付金を町の負担分も合わせて繰り入れるものでございます。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金2,585万6,000円は前年度繰越金でございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金、節24積立金、補正額1,155万4,000円は、前年度実績確定に伴い介護給付費準備基金として積み立てるものでございます。節22償還金、利子及び割引料、補正額1,548万2,000円は、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の令和2年度精算に伴う国、県への返納金でございます。

目2支払基金交付金返納金、節22償還金、利子及び割引料、補正額83万4,000円は、地域支援事業交付金令和2年度精算に伴う支払基金への返納金でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第61号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第62号 令和3年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（荒尾典男君） 日程第12、議案第62号令和3年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 議案第62号令和3年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条、令和3年度那智勝浦町立温泉病院事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条、令和3年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款病院事業収益、既決予定額24億4,844万5,000円に補正予定額3,591万5,000円を追加し、計24億8,436万円。

第2項医業外収益、既決予定額5億1,427万8,000円に補正予定額3,591万5,000円を追加し、計5億5,019万3,000円とするものです。

続いて、支出の部です。

第1款病院事業費用、既決予定額25億1,618万円に1,428万8,000円を追加し、計25億3,046万8,000円。

第1項医業費用、既決予定額24億3,423万3,000円に1,428万8,000円を追加し、計24億4,852万1,000円とするものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部です。

第1款資本的収入、既決予定額4,466万6,000円に382万9,000円を追加し、計4,849万5,000円。

その内訳として、第2項負担金、既決予定額897万4,000円に64万1,000円を追加し、計961万5,000円。

第3項補助金、既決予定額869万2,000円に318万8,000円を追加し、計1,188万円とするものです。

続いて、支出の部です。

第1款資本的支出、既決予定額1億6,828万1,000円に447万円を追加し、計1億7,275万1,000円。

第1項建設改良費、既決予定額3,892万9,000円に447万円を追加し、計4,339万9,000円とするものです。

1枚めくっていただきまして、第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(1)職員給与費、既決予定額14億2,803万2,000円に454万円を追加し、計14億3,257万2,000円とするものです。

3 ページ、4 ページをお願いします。

このページは、予算に関する説明書実施計画となっております。内容につきましては1 ページの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

続いて、5 ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、収入の部。

款1 病院事業収益、項2 医業外収益、目8 補助金、補正予定額3,591万5,000円は、新型コロナ病床4床を新たに増床したことにより交付される新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金3,000万円をはじめ、3件の国庫補助金を受け入れるものです。

続いて、支出の部です。

款1 病院事業費用、項1 医業費用、目1 給与費、補正予定額は454万円となっております。節1 報酬から次のページの節11 事務員手当まで、新型コロナ陽性患者疑い患者等に対応する職員に支払う手当の増額となっております。

6 ページの下段、目2 経費です。補正予定額は974万8,000円です。その内訳ですが、節6 消耗備品費53万2,000円は、新型コロナ病床の増床に伴い整備する物品の購入費用です。

続いて、目17 委託料は、921万6,000円の増額をお願いしております。その内訳ですが、説明欄1 行目、病棟無線LAN整備業務385万円は、以前より入院患者様から多くの御要望をいただいております病室で利用できるフリーWi-Fiを整備するための費用となっております。

続いて、説明欄2 行目の待合患者電話呼出業務120万5,000円ですが、特に整形外科の外来患者が増えておりまして、それに伴い待ち時間が長くなっております。患者様の負担も増しております。また、いつ診察が始まるか分からないという苦情も多いことから、診察の順番が近くなった患者様に電話でお呼び出しすることで患者様の不安感の解消、そして電話があるまでお車や御自宅にてお待ちいただくことで待合スペースの密集を防ぐ一助になると考えております。このサービスを外部委託するに当たり必要な費用6か月分を計上しております。説明欄3 行目、入院患者荷物受付業務416万1,000円ですが、感染対策のため現在入院患者様の面会を禁止しております。そのため、着替え等を受渡しする窓口を設置しており、現在は専属の会計年度任用職員1名を雇用しその職員がいない時間帯や休日については病院職員が交代で対応しております。今後、窓口運営の長期化が想定され、職員の負担も増していることから、この業務の外部委託を検討しております。そのための費用6か月分を計上しております。

7 ページをお願いします。

資本的収入及び支出、収入の部です。

款1 資本的収入、項2 負担金、目1 他会計負担金64万1,000円は、国の繰入れ基準に基づき、後ほど説明いたします歩道整備工事に係る事業費128万2,000円の2分の1を一般会計より受け入れるものです。

続いて、項3 補助金、目1 国庫補助金118万8,000円は、後ほど説明いたします感染対策備品購入費の財源として2種類の補助金を受け入れるものでございます。

目2 県補助金の衛星データ通信設備整備事業補助金ですが、和歌山県は南海トラフ巨大地震等大規模災害時でも通信サービスの円滑な使用を可能とするため、県内の災害拠点病院、災害支援病院に対しデータ通信設備整備の支援を行っており、今回当院においても当該設備を整備するため事業費200万円の10分の10を受け入れるものでございます。

続いて、支出の部。

第1款資本的支出、項1 建設改良費、目1 建設改良費、節1 備品費118万8,000円は、先ほど収入で説明しました国庫補助金を活用し、新型コロナ病床や救急外来に設置するHEPAフィルター付空気清浄機5台を購入するものです。続いて、節2 土地購入費53万2,000円につきましては、病院駐車場と旭ヶ丘団地との間に残る民有地を購入する費用です。詳細は、後ほど工事請負費で説明いたします。続いて、節3 工事請負費275万円のうち、説明欄1行目の衛星電話設備設置工事200万円ですが、大規模災害時に広域災害救急医療情報システム、通称EMISを使用し被害状況の報告やDMATの派遣要請等を行います。通信サービスの途絶によりEMISの使用が困難となることのないよう、和歌山県の補助金を活用し衛星電話設備を新たに整備するものです。

説明欄2行目の駐車場歩道整備工事につきましては、関係資料で説明いたしますので資料を御覧ください。

令和2年8月、朝日区より旭ヶ丘団地と病院とのアクセス向上のため通用口設置に関する要望書が提出され、検討いたしました結果、旭ヶ丘団地のメイン通路でもあります町道朝日ヶ丘4号線の終端部と病院駐車場との間を歩道で接続することとなり、その予算を計上させていただきました。

資料1ページの図面は、病院駐車場北側部分を示しております。歩道の整備箇所は青い網掛け部分で、大部分は民有地ですが、赤い三角のとおり整備箇所を横切る形で一部民有地が残っております。その土地の購入費として53万2,000円、また工事請負費で75万円を計上しております。

工事内容につきましては、資料2枚目を御覧ください。

左側の図面が現状の平面図です。右側が計画の平面図です。駐車場北側に設置しているフェンスの一部と植栽の一部を撤去し、4.7メートルと側溝を挟んで3.8メートル、幅1.5メートルの歩道を整備し、舗装した上で歩道上に新たに開閉式のフェンスを設置します。また、歩行者の通行の妨げとなることから職員駐車場の一区画は駐車禁止といたします。歩道の運用としましては、外来診療のある平日午前7時頃から午後5時頃まで開放し、安全面を考慮してその他の時間帯は閉鎖する予定です。

資料の説明は以上でございます。予算書にお戻りください。

8ページから11ページまでは、補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結することに御異議ありませんか。

2番東君。

○2番（東 信介君） 少しだけちょっとお聞きしたいんですけど、この歩道整備のことなんですけど、これで旭ヶ丘の方の利便性がすごい増したと思うんですけど、1点ちょっと細かいことなんですけど、歩道のところのフェンスが片開きで、1メートルの幅になってあるんで、もしその幅員が1メートル50あるんやったら、例えば車椅子でも利用しやすいような両開きのような1メートル50の幅にして、両開きのようなほうが車椅子とかでも利用しやすいのと違うかなとちょっと思うんですけど、その辺いかがですか。

○議長（荒尾典男君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

歩道につけるフェンスの扉につきましては、車椅子でも通行できる幅ということで開口部が85センチです。決して広くはないんですが車椅子通行可能ということでそのように予定しております。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第62号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時31分 散会